

付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

1. 分科会の担当割り振りについて

付託された議案 3 案は、別紙（分科会分担表）のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

2. 審査等の日程について

- ・ 11 月 21 日（金） 本会議散会后、全体会で、各分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う。
- ・ 12 月 3 日（水） 総務分科会で質疑を行う。
- ・ 12 月 4 日（木） 健康福祉分科会で質疑を行う。
- ・ 12 月 5 日（金） 市民環境経済分科会で質疑を行う。
- ・ 12 月 8 日（月） 建設分科会で質疑を行う。
- ・ 12 月 9 日（火） 文教分科会で質疑を行う。
- ・ 12 月 11 日（木） 午前 10 時、理事会で全体会での質疑の通告を含め、12 月 12 日（金）・15 日（月）の全体会の議事を確認する。
- ・ 12 月 12 日（金） 午前 10 時、全体会で質疑を行う。
- ・ 12 月 15 日（月） 午後 1 時、全体会で討論・採決を行う。

なお、分科会の開会時刻については、委員長が各分科会長に確認した上で、各委員に通知する。（12 月 1 日（月）に議場配付予定）

また、分科会が予定の日程で終わらない場合は、分科会長が委員長に申し出て、適宜分科会を開会することとするが、3 つ以上の分科会・委員会が重なるおそれがある場合には、12 月 10 日（水）の予備日に開会する。

なお、予備日に 3 つ以上の分科会・委員会が重なることとなった場合の、分科会の開会時刻や開会場所については、それぞれの分科会長と相談の上、最終的には委員長の判断に任せる。

3. 全体会での質疑について

- ・付託された議案第 1 号から第 3 号までの議案 3 案を一括して議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、所属議員 3 人以上の会派は 1 会派 30 分以内、無所属の委員は 1 人 10 分以内とする。

- ・ 質疑者は、1 会派 1 人、ただし必要がある場合は複数とする。
 - ・ 質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
 - ・ 質疑の有無、質疑者の名前は、12 月 11 日（木）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
 - ・ 質疑者の一覧については、12 月 11 日（木）の理事会散会后、議員全員にメールで知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
 - ・ 資料の配付及び掲示を行う場合は、12 月 11 日（木）の午後 1 時までに委員長の許可をとる。
4. 討論及び採決について
- ・ 討論・採決の順序は、議案番号順とする。
 - ・ 討論の方法は、1 会派 1 人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。無所属の委員も挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
 - ・ 討論を行う場は、演壇とする。
 - ・ 採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。
5. 全体会の執行部への出席方要求について
- ・ 11 月 21 日（金）の全体会の出席方要求については、行わない。
 - ・ 12 月 12 日（金）の質疑を行う全体会及び 12 月 15 日（月）の討論・採決を行う全体会の出席方要求については、市長及び教育長に対して行い、その他の執行機関には行わない。
 - ・ 出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、12 月 11 日（木）の理事会で伝える。
6. 修正案等について
- ・ 予算案に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う 12 月 12 日（金）の午後 5 時まで、あるいは、全体会の散会時刻が午後 4 時を過ぎた場合は、全体会散会后 1 時間以内に事務局へ提出する。
 - ・ 修正案等が提出された場合は、12 月 15 日（月）の討論・採決の日の午前 9 時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。